公立大学法人静岡文化芸術大学ハラスメント防止に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、静岡文化芸術大学（以下「大学」という。）において、学生及び教職員等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、修学、就労及び教育･研究（以下｢修学・就労｣という。）を健全で快適な環境のもとに遂行できるよう、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が発生した場合に適切に対応するために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

（１）セクシュアル・ハラスメント

行為者の意図にかかわらず、他の者を不快にさせ、就業若しくは修学環境を害する性的な言動、または、性差を背景とする客観的見地から正当性を欠く言動

（２）アカデミック・ハラスメント

教育・研究・修学の場において、優越的な関係を背景に、その立場又は職務権限を濫用し，他の教職員または学生等に対し適正な範囲を超えて行う不適切な言動

（３）パワー・ハラスメント

教育・研究及び就業・修学の場において、優位な立場にある者が、その地位や職務権限を濫用して、他の者の就業若しくは修学環境を悪化させる必要かつ相当な範囲を超えた言動

（４）妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度の利用または措置に関して不利益な取り扱いをするなど、他の教職員または学生等の就業若しくは修学環境を害するような言動

（５）カスタマー・ハラスメント

教職員等以外の者からの教職員等に対する言動のうち、教職員等が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであり、教職員等の就業環境を害する言動

（６）その他のハラスメント

前各号のハラスメントにはあたらないが、他の者の就業若しくは修学環境を害する不適切または不当な言動及び性、人種、国籍、信条、年齢、性指向、性自認、障害の有無などに基づく差別的な言動、差別的取扱い及びアウティング等、客観的な見地から相手の人格権その他の人権を侵害する言動

２　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）ハラスメントに起因する問題

ハラスメントにより学生及び教職員等の修学・就労の環境が害されること並び

にハラスメントに対する苦情の申し出、相談（以下「苦情相談」という。）及び抗議等の対応に起因して修学･就労上の不利益を受けること

（２）学生

大学学則（以下「学則」という。）の適用を受ける全ての者

（３）教職員等

公立大学法人静岡文化芸術大学（以下｢法人｣という。）職員就業規則（以下「就業規則」という。）第２条に規定する職員及び人材派遣職員等大学内で就労する全ての者

（禁止及び啓発）

第３条　法人は、ハラスメントを人権侵害として禁止するとともに、その防止に向け、学生及び教職員等に対し、啓発等を行うものとする。

（防止委員会）

第４条　理事長は、前条の啓発等を実施するため、｢静岡文化芸術大学ハラスメント防止委員会」（以下、｢防止委員会」という。）を設置する。

２　防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（１）理事

（２）副学長

（３）学生部長

（４）事務局長

（５）その他、理事長が必要と認めた者

３　防止委員会には、必ず女性を１名以上含むものとする。

４　防止委員会は、ハラスメント防止のための啓発、広報及び研修（以下「啓発」という。）を実施する。

５　前項の啓発は、学生に対しては大学事務局学生支援室（以下「学生支援室」という。）が、教職員等に対しては法人事務局総務室（以下「総務室」という。）が、それぞれ行う。

６　防止委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

７　委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

８　委員長は防止委員会を招集して、その議長となる。

９　防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を審議することができない。

10　防止委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

11　防止委員会の事務は、学生に関するものは学生支援室が、教職員等に関するものは総務室が、それぞれ行う。

12　第２項第５号の委員の任期は２年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（相談窓口及び相談員）

第５条　法人は、ハラスメントに対する苦情相談に対応する相談窓口と相談員を定め、これを学内に周知するものとする。

２　相談窓口及び相談員は次のとおりとする。

（１）学生の相談窓口は学生支援室、相談員は学生部長

（２）教職員等の相談窓口は総務室、相談員は法人事務局長

３　相談員は、苦情相談を受けるにあたり、必要に応じて教職員等を指名して相談業務を補助させることができる。

（苦情相談への対応）

第６条　相談員は、苦情相談を受けた場合は問題の事実確認及び当事者に対する助言等により、当該事案を迅速かつ確実に解決するよう努める。

２　相談員は防止委員会委員長と協議の上、原則として本人の同意を得て、具体的事項を速やかに理事長及び学長に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、原則として防止委員会委員長の了解を得た上で、必要な緊急措置を講ずることができるものとし、その後速やかに理事長及び学長へ報告するものとする。

（調査委員会）

第７条　理事長は、前条の報告を受けて当該事案の内容を勘案して必要と認めた場合は、理事を委員長とする調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して事実確認等をとるものとする。ただし、当事者が学生のみの場合は、学長が副学長を委員長とする調査委員会を設置することとする。

２　調査委員会の構成は、理事長（当事者が学生のみの場合にあっては学長）が当該事案の内容を勘案して定め、男女教職員から任命するものとする。

３　委員長は、調査委員会を招集して、その議長になる。

４　調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を審議することができない。

５　調査委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

６　調査委員会は、必要と認めた場合は理事長（当事者が学生のみの場合にあっては学長）の承認を得て、委員以外の教職員の協力を求めることができる。

７　調査委員会は、必要があると認めた場合は、当該事案の当事者及び調査に必要と認められる者に対して出席を求め、事情を聴くことができる。

８　調査委員会は、当該事案に係る事実確認の結果及び事案の概要並びに救済等の処理方針案を理事長（当事者が学生のみの場合にあっては学長）に報告するものとする。

９　調査委員会は、前項の報告をもって解散するものとする。

10　調査委員会の事務は、理事長が設置した委員会については総務室が、学長が設置した委員会については学生支援室が行う。

（プライバシーの保護）
第８条　相談員（補助の教職員を含む）及び調査委員会委員（協力の教職員を含む）は、苦情相談、委員会の調査活動等により知り得た当事者のプライバシーを保護し、退任後も守秘義務を負うものとする。

（ハラスメント行為に対する措置）
第９条　理事長（当事者が学生のみの場合にあっては学長）は、調査委員会の報告により修学・就労の環境改善及び救済等の措置を講ずる必要があると認めた場合は、遅滞なく所要の措置を講ずるものとする。
２　理事長（当事者が学生のみの場合にあっては学長）は、ハラスメントの行為者に対して懲戒処分の必要があると認めた場合は、本人の弁明を聴いて就業規則又は学則に基づき所要の措置を講ずるものとする。

（委任）
第 10 条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は理事長が定める。

（事務）
第 11 条　この規定に関する事務は、学生支援室が担当と定められているもの等、当事者が学生のみの場合は学生支援室が、それ以外の場合は総務室が、それぞれ担当する。

附　則
この規程は、平成 22 年４月 1 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 23 年７月 13 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 24 年４月 1 日から施行する。

附　則
この改正は、平成 25 年３月６日から施行する。

附　則
この改正は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成 26 年 10 月８日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年２月 12 日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年 10 月１日から施行する。